

# 府中市立若松小学校：防災マニュアル概要版令和3年6月

地震や風水害等、大規模な災害が発生した場合、以下の方針に沿って次のような対応をします。

| 地震  |  |   | 風水害   |
|---|--|---|---|
| ※府中市で震度5弱以上の地震発生  |  |   |   |
| 在校中   | 登下校中   | 夜間・休日   |   |
| <p>①教職員の指示で避難する。<br/>※原則として校庭<br/>※状況により校舎内<br/>※学校が危険な場合は広域避難<br/>場所へ避難（都立府中の森公園）</p> <p>②保護者引き渡し<br/>※府中市で震度5弱以上の地震が<br/>発生した時は、<u>学校からの連絡の<br/>有無に関わらず児童は引き渡し<br/>となります。</u><br/>【通信可の場合】<br/>携帯メール・学校ホームページで引<br/>き渡し下校の実施を連絡する。<br/>【通信不可の場合】<br/>保護者の判断で引き取りに来る。<br/>※固定電話「災害用伝言ダイヤル」<br/>（171）も活用する予定です。</p> <p>◆災害用伝言ダイヤル（171）</p> <p>①固定電話または携帯電話から「171」にダイヤルする。</p> <p>②案内音声聞いて2をプッシュする。</p> <p>③案内音声聞いて、学校の電話番号を市外局番からダイヤルする。<br/>（042-364-1771）</p> | <p>①自宅に帰るか、学校に行く。<br/>※児童自らの判断で行動するこ<br/>とになるので、各家庭でどう<br/>すべきか相談しておく。</p> <p>②登校した児童、下校中に戻っ<br/>た児童の安全を確保し保護者<br/>に引渡す。<br/>※「在校中」に同じ</p> <p>○警戒宣言（大規模地震対策措置法の判定会議）</p> <p>①登校前に発令された場合は、そのまま自宅待機となる。</p> <p>②在校中に発令された場合は、引き渡しとする。<br/>※市役所、消防車、パトカーのサイレン、テレビ等で確認を。<br/>学校から発令に関する連絡は行わない。</p> | <p>①保護者の責任において児童の<br/>安全確保を図る。</p> <p>②状況に応じて一時避難場所<br/>（学校の校庭）に避難する。</p> <p>③初動要員（市）・緊急対応要員<br/>（教職員）等の指示に従う。</p> <p>④強い勢力を伴った台風が接近<br/>した場合<br/>○府中市が1日前までに避難所<br/>開設を決定→休校とする。<br/>○再開については、学校ごとに<br/>判断し、メールで各家庭に連<br/>絡する。</p> | <p>1翌日、荒天（「暴風警報」など）が予想される場合<br/>○メールにて学校の対応をお知らせします。「計画運休」によって、<br/>登校時刻が変わることもあります。</p> <p>2府中市に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発表<br/>された場合<br/>① 午前7時の時点で発表中→ 全市一斉に臨時休校<br/>② 午前7時の時点で解除 → 平常授業<br/>前日に登校時刻の連絡が入っているときはその時刻に登校<br/>③ 午前7時以降に発表<br/>・登校前…自宅待機 ・登校中…そのまま登校<br/>・在校中…校内待機とし、警報が解除され安全が確認された後<br/>下校<br/>※気象・通学路・家庭等の状況により、在校中の個々の児童への<br/>対応を決める。<br/>※下校する場合は、状況に応じて集団または引渡し下校とする。<br/>※在校中の対応は、学校配信メールで各家庭に連絡する。</p> <p>3府中市に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」等が<br/>発表された場合<br/>○学校や地域の状況に応じて校長が適切な措置を講ずる。夜間・<br/>休日の時は、保護者の責任において児童の安全確保を図る。<br/>○浸水想定区域内の住民に「高齢者等避難」が発表された場合、<br/>住民避難の対応を行うため、自宅待機等の判断を行うことがあ<br/>る。※午前7時までには学校配信メールで連絡。<br/>○開校中浸水想定区域内の住民に「高齢者等避難」が発表された<br/>場合、住民避難の対応を行うため、児童を下校させることがあ<br/>る。<br/>※平常授業以外の対応をする場合、学校配信メール・学校ホーム<br/>ページで各家庭に連絡する。</p> |

※想定されていない状況が起こるのが災害です。上記マニュアルを基本に対応しますが、その時の状況で児童の安全を最優先に判断します。

※保護者への引き渡しについては年度当初に「児童指導資料」に記入いただいた「緊急時引き取り者名簿」の方に限ります。

変更・追加がある場合は速やかに担任までお知らせください。「緊急時引き取り者」が来校できない場合は、学校で児童の保護を続けます。